

2026年6月29日 全5頁

令和9年度介護報酬改定に向けた注目点

改革工程に掲げられた重要論点の具体化が求められる

政策調査部

主任研究員

石橋 未来

[要約]

- 令和9年度介護報酬改定に向けた議論が本格化している。改定の柱となる主なテーマは、①人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築、②地域包括ケアシステムの深化、③介護人材確保に向けた処遇改善等と職場環境改善やケアの質の向上に向けた生産性向上等、④制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方の4点である。
- 2040年に向けて介護給付費の増加圧力が続く中、制度の持続可能性を確保するためには、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」で示された給付と負担の見直しを着実に進めることが重要である。特に、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までに結論を得るとされている重要項目については、見直しの方向性を確実に取りまとめることが求められる。介護報酬の簡素化についても、それらとセットで検討する必要がある。

はじめに

令和9年度介護報酬改定に向けた議論が本格化している。改定の柱となる主なテーマは、①人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築、②地域包括ケアシステムの深化、③介護人材確保に向けた処遇改善等と職場環境改善やケアの質の向上に向けた生産性向上等、④制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方、の4点である¹。高齢化の進展に加え、地域の実情に応じたきめ細かな対応、さらに、深刻な介護人材不足に対応する処遇改善が求められており、介護給付費には増加圧力がかかり続ける。

本稿では、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、現役世代の保険料負担の増加を抑制する視点も必要であり、上記の取り組みを、給付と負担の見直しと一体的に進めることが重要な点を述べる。

¹ 厚生労働省「令和9年度介護報酬改定に向けた検討の進め方について（案）」第256回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4（2026年4月27日）

令和9年度介護報酬改定の主なテーマと注目点

2040年に向けて、団塊ジュニア世代（一般に1971年から74年に生まれた世代のこと）が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎えるとともに、要介護認定率が高く医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護サービス需要の増大・多様化が見込まれる。その2040年を見据え、人口減少が進む地域においても質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を図ることを目的として、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が、2026年6月19日に成立した。

この法案審議と並行して、介護分野では、令和9年度介護報酬改定に向けた実務的な議論が、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会等ですでに本格化している。まず、①人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築については、法律の成立に伴い、中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や、包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）が新設される。また、地域のサービス提供主体が少ない場合には、市町村が事業として実施できる「特定地域居宅サービス等事業」が創設されることとなった。背景には、生産年齢人口の減少で介護人材や専門職の確保が困難となり、高齢者人口の減少を上回るスピードでサービス供給基盤が損なわれることへの懸念がある。令和9年度介護報酬改定に向けては、「特定地域サービス」や「特定地域居宅サービス等事業」に関して、サービスの質の確保に必要な要件や、包括的な報酬水準の設定等が、主な論点となる。

次に、②地域包括ケアシステムの深化では、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な介護ニーズの受け皿である有料老人ホームのサービスの質や、事業運営の透明性の確保が求められている。この点、中重度等の要介護者を入居対象とする住宅型有料老人ホームについては、都道府県等への登録制度が導入されるとともに、入居者に対する相談支援を行うケアマネジメントの新類型である「登録施設介護（予防）支援」が新設されることとなった。登録制度の導入により、行政の関与を通じた入居者保護の強化が図られる。また、入居者の生活情報などを踏まえたケアマネジメントを通じて、ケアの質の向上や介護サービスの過剰提供（いわゆる囲い込み）の是正につながることが期待される。

さらに、相談支援を行うケアマネジメントの新類型については、利用者負担が求められることとなった。ケアマネジメントの費用は、介護保険制度の創設以来、10割給付（利用者負担なし）とされてきた。今回、登録制度の対象となる住宅型有料老人ホームにおいて、施設サービス等と同様のサービスが提供されている実態を踏まえ、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）等との均衡を図る観点から、ケアマネジメントの新類型に対する利用者負担の導入が決まった。今後は、登録制度の対象となるホームの範囲や、この新類型に設定される基本報酬の水準、算定要件などが焦点となる。

さらに、③の介護人材確保に向けた処遇改善等（③の前半部分）については、継続的な対応が必要だ。2022年度から2040年度にかけて新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされて

いる²。政府は、介護人材の確保に向け、これまで累次の処遇改善を実施してきた。直近では、令和6年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善として2年分の措置（全体改定率+1.59%、うち処遇改善分+0.98%）が講じられた。さらに『強い経済』を実現する総合経済対策」（2025年11月21日閣議決定）に基づき、令和9年度介護報酬改定を待たず、期中改定（令和8年度介護報酬改定）が実施された。当該改定における改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）³の引上げ分+0.09%）とされた。

令和9年度介護報酬改定に向けては、引き続き、賃上げの環境整備が重視されるのと並行して、処遇改善の在り方自体の見直しに向けた議論が進められそうである⁴。介護給付費分科会では、処遇改善加算を基本報酬へ組み込むべきとの見方が示された。背景には、従来に加算や補助金による賃上げ措置が恒久財源とみなされず、事業者が基本給の引き上げに踏み切りにくい実態がある。このため、同加算の基本報酬への組み入れが検討される見通しである。

あわせて、事務手続きの簡素化に向け、算定率の高いその他の加算についても、基本報酬へ組み込むことが検討されそうである。介護報酬の加算項目は制度創設時より大幅に増加していることから⁵、報酬体系が複雑化し、これに伴う申請事務の負担が増大しているためである。制度のスリム化に向けた今後の動向が注目される。

介護の基盤強化は給付と負担の見直しと一体的に推進する

高齢化の進展に加え、地域ごとの需要変化への対応や、人材確保に向けた処遇改善が継続的に求められる中で、介護給付費には今後も増加圧力がかかり続けるとみられる。一方で、それを支える現役世代の負担は、限界に近づきつつある。医療や年金を含めた現役世代の社会保険料負担率は約3割に達し⁶、中でも介護給付費は、年金や医療の給付費を上回るペースで増加している。制度の持続性を確保するためには、現役世代の負担軽減に向けて、給付と負担の見直しを一体的に進めることが重要である。

それにはまず、③の職場環境改善やケアの質の向上に向けた生産性向上等（③の後半部分）が不可欠である。介護現場における生産性向上については、「省力化投資促進プラン—介護—」（内閣官房、2025年6月13日策定）に基づき、2029年までの5年間で集中的な支援が行われ、

² 厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（2024年7月12日）

³ 2026年8月より、低所得者については一定の配慮を行ったうえで、介護保険施設等における食費の基準費用額が1日当たり100円引き上げられる。

⁴ 厚生労働省「令和8年度介護報酬改定に関する審議報告」社会保障審議会介護給付費分科会（2025年12月23日）

⁵ 例えば、介護老人福祉施設の加算の種類は、制度創設時期の2000年には8種類だったが、2026年6月時点では78種類に増加している（厚生労働省「介護分野の最近の動向」第256回社会保障審議会介護給付費分科会資料3（2026年4月27日））。

⁶ 例えば、主に大企業の従業員やその家族が加入している健康保険組合の2026年の年金、医療、介護を合わせた平均保険料率は、労使合わせて29.32%（年金18.3%、医療9.32%、介護1.70%）である（医療、介護は早期集計）（日本年金機構「厚生年金保険料額表」、健康保険組合連合会「健康保険組合 予算編成状況について—8年度予算早期集計結果と今後の財政見通し—」（2026年4月28日））。

介護テクノロジーの導入・普及の加速が目指されている。同プランでは、2040年までに、介護分野全体で20%以上の業務効率化（労働時間等）を図ることを目標に掲げている。

また、2028年度からは介護情報基盤が全国で本格運用される予定であり⁷、情報共有のデジタル化による職員の負担軽減や業務効率化が期待される⁸。介護テクノロジーの活用やデジタル化（介護DX）の推進を通じた生産性向上や業務効率化により生み出された時間を、直接的な介護ケアに充てることができれば、増大する介護需要に対し、限られた人材でも質の高いケアを提供することが可能となる。したがって、こうした取り組みを一層推進していくことが重要である。

令和6年度介護報酬改定では、見守り機器等のテクノロジー導入と継続的な業務改善を評価する「生産性向上推進体制加算」が新設された。また、機器の複数活用を要件に、特定施設の人員配置基準を「3:1」から「3:0.9」へ緩和する特例も実施された。このようにテクノロジー活用が報酬面からも後押しされており、令和9年度介護報酬改定でも人員配置基準のさらなる柔軟化が進むのかが注目される。

さらに、④制度の安定性・持続可能性を確保する（④の報酬の在り方以外の部分）ためには、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に掲げられた改革項目について、着実に見直しを進める必要がある。この改革工程は、能力に応じて全世代で公平に支え合うことで、持続可能な社会保障制度の構築を目指すためのロードマップである。

特に、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までに結論を得るとされている重要項目（利用者負担（2割負担）の範囲拡大、多床室の室料負担の見直し、ケアマネジメントの給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等の給付の在り方）については、期日までに見直しの方向性を確実に取りまとめることが求められる（図表）。

なお、ケアマネジメントの給付の在り方については、既述の通り、「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立により、登録制度の対象となる住宅型有料老人ホームにおいて新たな相談支援類型が創設されるとともに、そのサービスについて利用者負担が導入されることとなった。この見直しは、施設サービス等との不均衡を解消し、公平性を確保するための重要な一歩といえる。しかし、住む場所によって利用者負担の扱いが異なる状況を是正する観点からは、介護サービス全体でのさらなる見直しが必要である。

⁷ 2026年4月より介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村から介護情報基盤へのデータ送信が開始されている（厚生労働省老健局「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」（事務連絡、2025年7月22日））。

⁸ 介護情報基盤については、石橋未来「[介護情報基盤の構築に向けた現状と課題](#)」大和総研レポート（2025年7月10日）を参照されたい。

図表 第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までに結論を得るとされている重要項目の主な論点

利用者負担（2割負担）の範囲拡大	負担能力に応じた公平な負担の実現に向け、金融資産の保有状況等の反映の在り方とあわせて、2割負担の対象範囲の拡大が検討されている。
多床室の室料負担の見直し	令和6年度介護報酬改定で一部の介護老人保健施設と介護医療院の多床室で見直しが進んだが、在宅との負担の公平性の観点から更なる見直しが求められている。
ケアマネジメントの給付の在り方	制度創設以来利用者負担が求められてこなかったが、サービス利用が定着している実態を踏まえ、その費用を現役世代の保険料で負担していることの妥当性が論点となっている。あわせて、特養等の施設では基本サービスの一部として利用者負担が生じていることから、施設と在宅の間における利用者負担の在り方についても議論の対象となっている。
軽度者への生活援助サービス等の給付の在り方	2018年3月末に総合事業への移行が完了した要支援1・2と同様に、重度者へ給付を重点化する観点から、軽度者（要介護1・2）への訪問・通所サービスの提供についても、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスへの転換が検討されている。

（出所）内閣官房「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（2023年12月22日閣議決定）、財務省「令和8年度予算の編成等に関する建議」財政制度等審議会（2025年12月2日）より大和総研作成

加えて、④制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方についても、検討が進むと見込まれる。特に、処遇改善加算の基本報酬への組み入れは、経営の安定化を通じて、介護職員のベースアップを促すとの期待がある。それ以外にも、複雑化した介護報酬の加算を基本報酬化することは、制度の簡素化や事務負担の軽減に影響する。しかしながら、広い範囲で加算を基本報酬化すれば介護給付費を押し上げ、現役世代の負担を増大させる懸念もある。このため、この見直しは、給付と負担の改革とセットで進める必要がある。その上で、組み入れる加算を適切に選定し、算定率の低い加算については、必要性が低下している可能性を踏まえ、廃止・整理も含めて検討すべきだろう。今後の議論の行方が注目される。

おわりに

令和9年度介護報酬改定に向けた議論が本格化している。いずれも重要なテーマであり、2040年に向けて、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築や介護人材確保に向けた継続的な処遇改善が急務である。一方、これらにきめ細かく対応することは、介護給付費に増加圧力がかかり続ける要因となる。

こうした状況下、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、上記の取り組みと、給付と負担の見直しを一体的に進めていくことが不可欠である。特に、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に掲げられ、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までに結論を得るとされた改革項目については、見直しの方向性を確実に取りまとめることが求められる。介護報酬を簡素化する場合も、これらの見直しとセットで進めるべきである。